

令和5年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和5年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答
1	①対象者	どのような場面で利用できるのか。	保護者の残業、病気、自己実現、学校行事など、一時的に保育が必要となる場面で利用が可能です。
2	①対象者	ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする場合とは、どのような場面か。	ベビーシッターに家庭内での共同保育を依頼することにより、子育てに不安を抱える保護者が悩みなどを相談する場合を想定しています。
3	①対象者	利用児童の対象年齢を教えてください。	未就学児（0歳～満6歳に達する年度の末日まで）が対象です。
4	②期間・時期等	助成対象期間を教えてください。	令和5年4月1日から令和6年3月31日までが対象期間です。
5	②期間・時期等	申請時期はいつまでか。また、支払時期はいつか。	<p>ホームページの「●重要なお知らせ」をご確認下さい。</p> <p>領収書や利用明細等の提出が申請期日までに間に合わない場合も、期日までに「申請書兼口座振替依頼書」と、その時点で提出可能な書類（利用時間、利用額などが分かるもの）を提出してください。</p> <p>令和5年4月から6月に利用→令和5年7月31日（月曜日）消印有効 令和5年7月から9月に利用→令和5年10月31日（火曜日）消印有効 令和5年10月から12月に利用→令和6年1月31日（水曜日）消印有効 令和6年1月から3月→令和6年4月15日（月曜日）消印有効</p> <p>領収書等の事業者が発行する書類の提出が間に合わない場合など、全ての書類が揃わない場合も、必ず提出期限までに「申請書兼口座振替依頼書」と、その時点で提出可能な書類（利用時間、利用額などがわかるもの）を提出してください。</p> <p>提出期限までに提出があった申請書については一定期間まで不足書類の追加提出を受け付けます。</p> <p>なお、提出期限までに申請書の提出がない場合は、予算の執行上、申請を受け付けられません。</p> <p>振込時期は申請書を受け付けた日の末日から1か月半～2か月程度後となります。</p>
6	削除		

令和5年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和5年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答
7	③事業者	本事業の対象事業者はどのように確認すれば良いか。	対象事業者は、東京都のホームページ（豊島区ホームページからもリンクできます。）に掲載しておりますので、サービス利用前に必ずご確認ください。なお、事業者は、東京都が認定を行い次第随時更新されますのでご留意願います。
8	③事業者	本事業の利用にあたっては、区がベビーシッターを斡旋してくれるのか。	ベビーシッターの斡旋はしておりません。本事業は、あくまで、区がベビーシッター利用料を助成する事業です。
9	③事業者	保護者が事業者と契約する際に、注意すべき事項はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえてご契約いただきますようお願いいたします。 ・利用するベビーシッター事業者が要件を満たしているかどうかを必ず事前に東京都のホームページ（豊島区ホームページからもリンクできます。）でご確認ください。 ・契約する事業者に対して、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。
10	④従事するベビーシッター	従事するベビーシッターが、対象となるベビーシッター要件を満たすのかわからない。	<p>事業者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>※「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したいので、要件を満たすベビーシッターを派遣してほしい」旨を伝えていただくとスムーズかと思われます。</p>
11	④従事するベビーシッター	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っているのか。	対象となるベビーシッターは、東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。
12	⑤助成対象の可否	ベビーシッター事業者から提供されるサービスは、当該児童の保育に限るとされているが、送迎は補助対象となるか。	保育に付随する送迎は助成対象となりますが、習い事等の送り迎えのみの利用や家事の代行といった、保育を含まない形のサービスは補助対象となりませんのでご留意願います。

令和5年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和5年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答
13	⑤助成対象の可否	ベビーシッター利用料として、会費が利用料に充当される形式だが、これは会費にあたるのか。	利用明細等で保育料に充当されていることが確認できれば助成対象となります。ただし、請求にあたり事業者へその旨確認させていただくことがございますのでご留意ください。
14	⑥申請手続き	本事業の利用助成を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要か。	事前登録は必要となります。専用メールフォームよりご登録ください。登録完了後、区より登録番号をメールでお送りします。
15	⑥申請手続き	本事業の申請にあたって、必要な資料は何か。自分（保護者）が作成する書類と、事業者が発行する書類とそれぞれ教えてほしい。	<input type="checkbox"/> 自分（保護者）が作成する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書兼口座振替依頼書 ・申請書兼口座振替依頼書（内訳） <input type="checkbox"/> 事業者が発行する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・領収書（原本） ・利用明細書（写しでも可） ・ベビーシッター要件証明書（写しでも可）
16	⑦その他	令和3年度税制改正により、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となったが、本事業の助成金の取扱いはどうなるのか。	本助成金も非課税対象となります。本税制改正は、令和3年分以後の所得税及び令和4年度分以後の個人住民税について適用されます。